

# 福岡県公報

令和二年五月十九日  
第百三十三号  
増刊①

## 目次

規則 (第四十五号・第四十六号)

○福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

(生活衛生課) ……………一

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) ……………三

## 規則

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年五月十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十五号

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和五十四年福岡県規則第十三号

)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「けい留」を「係留」に改める。

第六条(見出しを含む。)中「動物愛護指導員」を「動物愛護管理指導員」に改める

。様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

表 面

第 号	写真貼付
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	印
動物愛護管理指導員身分証明書	
年 月 日発行	
福岡県 保健福祉(環境)事務所長	
印	

裏 面

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例により動物愛護管理指導員の職務を行う者でその関係条文は次のとおりであります。

動物の愛護及び管理に関する法律抜すい  
(動物愛護管理担当職員)

第37条の3 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第3項並びに第41条の4において「動物愛護管理担当職員」という。）を置く。

2 (略)

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例抜すい  
(立入調査等)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物の飼い主その他の関係者から報告を求め、又はその職員をして、施設その他関係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入らせ、若しくは調査させることができる。

2 前項の職務に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(動物愛護管理指導員)

第10条 知事は、前条第1項の規定による立入調査、法第37条の3第1項に規定する動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、職員のうちから動物愛護管理指導員を任命する。

- 備考 1 用紙は厚質白紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、縦8cm、横12cmとすること。

## 附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年五月十九日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県規則第四十六号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成四年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第八条中「第三条第一項」を「第二条」に改める。

第十三条から第十五条までを削る。

様式第九号を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第十三条から第十五条までの規定及び様式第九号に規定する様式は、令和三年五月三十一日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十三条第一項、第十四条第一項及び第十五条中「条例」とあるのは「福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例（令和二年福岡県条例第十四号）第一条の規定による改正前の条例」と、旧規則様式第九号中「食品衛生法施行細則」とあるのは「食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（令和二年福岡県規則第四十六号）による改正前の食品衛生法施行細則」とする。